

月刊

日本行政

no.638
2026
january
1

New Year's
Special Dialogue

新春特別対談
行政書士法施行75周年記念・
改正行政書士法施行記念



豊後二見ヶ浦（大分県）

◆ Special Report

- 特定行政書士制度普及推進委員会の事業執行について

◆ Topics

- 片山さつき財務大臣を表敬訪問
- 舞立昇治財務副大臣を表敬訪問
- 石原宏高環境大臣を表敬訪問
- 牧野たかお復興大臣を表敬訪問
- 自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」（自治）に参加
- 公明党政書士制度推進議員懇話会総会に参加
- 令和7年秋の叙勲
- 理事会の開催報告
- 日行連と地方協議会との連絡会を開催
- 図書館総合展2025への出展報告

「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。
詳細はお知らせ記事を御確認ください。

新春特別対談

行政書士法施行75周年記念・ 改正行政書士法施行記念

総務大臣

林 芳正

日本行政書士会連合会会長

宮本 重則



はじめに

【宮本会長】

新年おめでとうございます。本日は公務御多忙の折、貴重なお時間を頂戴し、誠にありがとうございます。本年は昭和26年の行政書士法制定から75年の節目の年であり、また、令和7年改正法の施行を記念して、林総務大臣との新春対談を企画させていただきました。貴省には、我々行政書士が住民や事業者の代理人として各種の行政手続に関わる中で日頃感じている意見や提案を施策に反映していただくなど、様々御対応いただきしております、改めて心から感謝申し上げます。

【林総務大臣】

新年おめでとうございます。

本日は総務大臣室までお越しいただき、誠にありがとうございました。日頃から、地方行財政、消防防災、情報通信、郵政行政など、国民生活に広く密接な関わりのある幅広い分野を所管する総務省の施策推進に御協力いただき、また、国民と行政の架け橋として御活躍いただいていることに感謝申し上げます。

令和7年行政書士法改正

【宮本会長】

社会全体のデジタル化が進展する中で、国民の利

便の向上や行政の効率化の観点から行政手続のオンライン化がますます進んでいくものと考えています。一方で、高齢者や障がい者などデジタル機器に不慣れな方やデジタルサービスを受けられない方など、「誰一人取り残さないデジタル社会」を実現するためには、行政書士をはじめとする専門的な知識や経験を有する者を活用していただくことが重要です。弊会はこうした考えのもと各方面に働きかけを行ってまいりましたが、その結果、令和7年通常国会において、議員立法により「行政書士法の一部を改正する法律」が成立し、本年1月1日に施行されました。改正法においては、行政書士の使命、職責に関する規定の創設や、特定行政書士が行政不服申立て手続を代理することができる業務範囲の拡大、業務制限規定の趣旨の明確化等の改正を実現していただきました。

改めて、本改正の受け止めをお聞かせいただければ存じます。

【林総務大臣】

今回の改正は、累次の行政書士法改正の中でも特に意味のある大きな改正となったものと考えています。人口減少が進行する中、地域の公共サービスを維持・強化していくためには、宮本会長がおっしゃるとおりデジタル技術を最大限活用して課題解決を図っていくなければなりません。それは同時に、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現でなければなりません。デジタルデバイドの解消の観点もありますし、誰もが使いやすい申請システムの開発、添付書類の合理化など様々な課題もあります。行政手続に関する国家資格者であり、住民に最も身近な存在である行政書士の皆様に的確に対応いただくことが国民の権利利益の実現に資するものと考えています。

行政書士の使命を法律に明記し、その職責としてデジタル技術の活用を通じた国民の利便の向上と業務の改善進歩を図ることを位置付けた本改正は非常に意欲的であり意義深いものです。また、オンラインによる行政手続は、簡単・便利に本人申請ができるようになる反面、添付資料の不備が生じることも多数見込まれますが、この点、特定行政書士の業務範囲の拡大についても、時宜にかなった改正であったと考えています。これらの規定は、今後の一層のデジタル化に当たっても重要な社会基盤となるものと評価しています。

【宮本会長】

高い評価をいただきありがとうございます。行政書士は全国に約54,000人おりますが、これは主要事業では税理士に次ぐ登録者数です。また、地域偏在が少ないと行政書士の特徴であり、その人口カバー率は99%を超えており、住民に最も近い専門士業

者として、全国の行政書士が自らの使命と職責をしっかりと自覚しながら、国民に寄り添ってデジタル社会の実現に貢献すべく業務に当たっていきたいと考えています。

デジタル時代に貢献する行政書士像

【林総務大臣】

非常に心強いお言葉をいただきました。行政書士の皆様には令和4年1月から令和5年3月にかけて政府を挙げて実施したマイナンバーカードの普及促進キャンペーンに当たって、総務省からの業務委託という形でデジタル機器の操作に不慣れな方などに対する申請サポートを実施していただきました。各市町村の窓口において、時にはショッピングセンターや各種施設に御出張いただき、カードを取得することに不安をお持ちの方への相談対応や情報端末を用いた申請フォームへ入力・写真撮影の支援など、正に住民に寄り添った形で御対応いただきました。この支援件数は7万1千件を超えたと聞いています。全国の行政書士の皆様の多大なる御貢献にこの場をお借りして改めて感謝申し上げたいと思います。

【宮本会長】

我々もこのサポート事業への参画は大きな意義があったと考えており、総務省の皆様に感謝しているところです。デジタル時代の重要インフラ普及に貢献できたのもそうですが、行政書士がこうした形でデジタル申請のサポートが可能なのだと、国民の皆様に対して目に見える形でお示しすることができました。また、行政書士は、顧客の依頼に応じて書類を作成することや申請を代理することを業としますが、それだけではなく、申請資格の有無や添付書類が揃っているかといった事前確認、留意事項の御説明など、公権力の行使に該当しない範囲との制限はありますが、行政に対する業務支援が可能であることを全国の自治体の皆様に対して示すことができたと考えています。そういう意味で、今回の経験は次なる行政書士の活用につながるものと考えています。

【林総務大臣】

総務省では、マイナンバーカードの普及促進キャンペーン終了後も引き続き、施設に入所されている方など取得困難者の申請支援を行政書士の皆様にお願いできるよう、各市町村においてマイナンバーカード交付事務費の活用を可能としているところです。国民の皆様にも、行政側にも、行政書士の皆様にとっても「三方よし」の協働ですから、引き続き行政手続に関する専門知識と豊富な経験をお持ちの行政書士の皆様の御

協力をお願いしたいと思います。

総務省の研究会が昨年6月に発表した報告書では、人口減少が更に進み地域の人材不足が深刻化する中で、各市町村の事務処理について、業務そのものの見直しによる効率化や公務の生産性の向上や、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の大きな見直し、近隣市町村との水平連携や都道府県による垂直補完を一層進めていく方向性を示しています。これと並んで謳っているのが行政事務の処理の担い手を広げる民間人材の活用です。マイナンバーカード申請サポートは、正に法改正において明記されたデジタル時代への貢献を先取りしたものであると同時に、行政の将来の事務処理のあり方の一側面を見通したものかもしれません。

業務制限規定の改正

【宮本会長】

今回の行政書士法改正では業務の制限規定の趣旨が明確化されました。具体的には、行政書士法第19条第1項に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加えられています。

新型コロナウィルス感染症がまん延した際、政府において持続化給付金の支給をはじめ国民への様々な支援策が講じられましたが、オンラインを通じた申請に限定されていたことから、行政書士の資格を持たない者による申請代行が横行しました。デジタル社会の進展により行政手続のオンライン化が進むことは、国民の利便性向上の観点から望ましいことですが、ややもすれば、無資格者による書類作成がしやすくなる、違反行為を検知しづらくなる面も否定できないと考えられます。



【林総務大臣】

御指摘のとおりだと思います。無資格者が関与することによって、申請者が本来得られるはずだった許認可や補助金が得られないといった結果となることも想定されます。情報の非対称性を逆手に法外な手数料を取っている業者もいるとも伺いました。国民が不利

益を被る行為を許してはいけません。

総務省は、各府省・各地方公共団体に対する改正法の公布通知において、法第19条の改正趣旨等とともに、行政書士の資格を持たない者による関与を防止するための取組の実施を依頼しました。例えば、電子申請システムを構築する際に代理人名を入力する欄を設けることや、申請書の記載例に代理人行政書士による代理の例を記載すること、窓口において注意喚起の掲示をすることといったものです。これらは地方公共団体で現に行われている事例ですが、法改正を契機に、国も含めた各行政手続の所管部局や申請窓口において横展開が進むことを期待しています。総務省にも対国民の行政手続が多くありますので、お気づきの点があれば各窓口まで御連絡いただければと思います。



【宮本会長】

各都道府県行政書士会の行政書士が各窓口を訪問し、無資格者の関与を防止するための取組の実施を要請していますが、この度の行政書士法の改正と総務省からの通知によって「協力を依頼する上で非常に大きな後押しとなる」、「現場職員の意識が変わってきた」と感謝の声が多数届いています。通知に盛り込んでいただいたオンライン申請における代理人欄の整備は、有効な対策となりますので、各府省・各地方公共団体の取組が進むよう、今後も総務省の皆様と連携していくたいと考えています。

行政書士による被災者支援

【林総務大臣】

我が国は、東日本大震災をはじめとする巨大地震、毎年のように発生する豪雨災害など、数多くの災害に繰り返しあなまけてきました。昨年末にも、大分市佐賀関地区の大規模火災や青森県東方沖を震源とする地震が発生しました。大規模災害の発生時において、行政書士の皆様には、社会貢献活動としていち早く被災住民の生活再建に向けた相談会の実施等に取り組んでいただいているほか、被災自治体からの要請を受け

避難所等において罹災証明書の申請支援等に御協力いただいています。令和6年能登半島地震においては、公費解体対象家屋の所有者の特定作業に従事していた行政書士を派遣いただき、また、総務省が実施した特別行政相談にも御協力いただきました。

【宮本会長】

令和6年能登半島地震では、発災直後に被災地域の行政書士会と連絡を取り、現地の状況を確認いたしまして、事態の重大性や緊急性に鑑み、早期に支援策の検討を行いました。弊会としても無料電話相談窓口を開設するとともに、全国の行政書士を被災地に派遣するスキームを構築しました。また、各都道府県行政書士会と自治体との間で災害対応に関する連携協定の締結が進んでいます。行政手続に関する専門家である行政書士は、被災者の支援と被災自治体における行政事務のサポートの両方を担うことができるものと考えており、今後も、その社会的役割を果たしてまいりたいと考えています。

【林総務大臣】

自然災害は起こらないことが一番ですが、いざ災害が発生した際には、早急に被災者の生活再建に取り組む必要があります。地域に根付いて活躍され、顔の見える関係を構築されている皆様であるからこそ、非常事態が発生した場合においても、行政と円滑に連携できるものと考えています。

一層の充実及び円滑な運用を期して、日本行政書士会連合会の皆様と十分な連携を図ってまいります。

【宮本会長】

大変励みとなるお言葉を頂戴し、誠にありがとうございます。御期待に応えられるよう、行政書士界一丸となって、より一層研鑽を積んでまいりますので、引き続き御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。



今後の行政書士に寄せる期待

【宮本会長】

最後に、今後の行政書士に寄せる期待等、全国54,000人の行政書士へのメッセージを頂戴できますでしょうか。

【林総務大臣】

今回の行政書士法の改正により、行政書士の使命規定や、業務を通じてデジタル社会に貢献することを行政書士の職責と位置付ける規定が創設されました。また、特定行政書士が不服申立を代理できる範囲の拡大など、デジタル時代において行政書士の皆様に更に御活躍いただくための大きな環境整備が実現しました。行政書士の活躍の場面が広がるということは、他方で、より大きな役割を果たす責任も伴います。行政書士の皆様には、これまで以上に業務に精励され、その使命と職責を果たしていただきたいと考えています。

今後も、「頼れる街の法律家」として、国民の負託に応え、国民の権利利益の実現のために御活躍いただくことができるよう、総務省としても行政書士制度の



1

日本行政

MONTHLY No.638 JANUARY. 2026

Contents

New Year's Special Dialogue

Special Report

Topics

Information

新春特別対談 行政書士法施行75周年記念・改正行政書士法施行記念	1
特定行政書士制度普及推進委員会の事業執行について	6
片山さつき財務大臣を表敬訪問	8
舞立昇治財務副大臣を表敬訪問	8
石原宏高環境大臣を表敬訪問	9
牧野たかお復興大臣を表敬訪問	9
自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」(自治)に参加	10
公明党行政書士制度推進議員懇話会総会に参加	10
令和7年秋の叙勲	11
理事会の開催報告	12
日行連と地方協議会との連絡会を開催	16
図書館総合展2025への出展報告	17
デジタル資格者証の閲覧及び取得が可能になります	18
行政書士の新規登録・変更登録の申請時に個人番号(マイナンバー)の提供が必須となります	18
「著作権普及啓発実践セミナー」開催のお知らせ	19
令和7年度 行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内	20
令和8年度 行政書士申請取次関係研修会の開催について	21
一般倫理研修受講について	22
「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について	24
■ Pick UP!単位会	25
■ 秋桜日記～特定行政書士への誘い～	27
■ 中央研修所通信1月号	29
■ 日行連の主な動き(11月)	31
■ コスモスInformation	35
■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ 御協力のお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～	45



謹賀新年

特定行政書士制度普及推進委員会の事業執行について

特定行政書士制度普及推進委員会
委員長 德永 浩

特定行政書士制度普及推進委員会（以下、本委員会という。）は、令和7年度事業計画として、1. 特定行政書士制度の推進、2. 特定行政書士業務の調査研究、3. 特定行政書士制度 PR 活動の推進を掲げています。本稿では、この三本柱を中心に、本委員会の事業について説明します。

1. 特定行政書士制度の推進

「行政書士法の一部を改正する法律案」は、令和7年5月30日に衆議院本会議にて可決、6月6日の参議院本会議において可決・成立し、同月13日法律第65号として公布されました。

改正法により、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、その手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものへと拡大されました。＊新1条の4第1項2号関係

この改正により、これまで特定行政書士による行政不服申立事件の受任数が少なかったことの主な原因である、事前に許認可等の申請書類などを行政書士が作成しておかなければならぬ（いわゆる前段階関与）という条件が払拭されました。

そもそも行政書士が許可申請の相談を受けた場合、およそこの申請は通るだろうとの見込みのある事案であれば受任するけれども、許可要件を揃えることが現段階では難しい場合は、的確な助言等をなし、相談段階で終えることがほとんどで

しょう。ということはつまり、行政書士が事案を受ければほぼ許可が下り、不許可になるような事案は受任しないことから、行政不服申立てを行う機会というのは滅多になかったわけです。

このような状況下では、特定行政書士が活躍したくともできないもどかしさがあったわけですが、一方国民からすると、行政不服申立ての制度が利用しにくいというのは、実にシビアな面が多々ありました。手続に慣れゆえの本人申請による不許可処分があることは多くの方が想定できるところですし、無資格者による手続で許可されなかつた場合に、特定行政書士がこの申請者の力になれないというのは忸怩たる思いが湧きます。

改正法の施行される令和8年1月1日以降は、こうした様々な不具合が解消され、多くの行政不服申立て事件において特定行政書士が活動できることとなります。

このように、特定行政書士の業務範囲が拡大されたことは、従前に増して国民の権利利益の実現に資する制度になったといえます。

本委員会では、この特定行政書士制度をさらに推進するため、中央研修所及び行政書士制度調査室と連携し、行政不服申立て実務に有用な研修の企画立案を具体的に検討していきます。

また、行政不服申立ての場に限らず、特定行政書士の知見を活かせる先として、国や自治体の審議会・委員会の委員への登用促進策の検討もしていきます。

2. 特定行政書士業務の調査研究

改正法の施行後、特定行政書士が行政不服申立

て事件の代理人として業務を行ったかどうかは、法の運用状況を知るうえで重要であることから、今後数年内に特定行政書士の業務実態調査や行政不服申立て代理事件の事例収集を行うことを検討しています。効果的な調査や事例収集を行うためには、その対象や方法をどのようなものにするべきか、行政書士法と行政不服審査法を所管する総務省と協議し、行政法研究者からの意見も頂きつつ準備作業を進めます。

また、特定行政書士の業務範囲の拡大を受け、実務で役立つよう『特定行政書士業務ガイドライン[第3版]』の改訂作業に着手します。

これまでにも参加してきました(一財)行政管理研究センター(IAM)主催の行政不服審査交流会に今年度も出席し、行政不服審査制度の実務上、制度上の改善事項についての意見交換を、学識者や自治体担当者等と行う予定です。

3. 特定行政書士制度 PR 活動の推進

会員向けのPRについては、特定行政書士を身近なものとして感じてもらうため、これまでにも『月刊日本行政』に連載されてきた「秋桜日記」の掲載を続けます。

会員外、すなわち国民や行政へのPRについては、特定行政書士制度を紹介するリーフレットを刷新する予定です。リーフレットについては、制度発足時に作成したものがありますが、今般の改正で業務範囲が拡大したことを受け、この機会に見やすさと分かりやすさに注力したものへと一新することにしました。特定行政書士制度をより理解してもらうため自治体の行政不服担当部署に設置してもらえるように、国民や事業者の皆さんにも分かりやすく手に取りやすいものになるよう、現在そのデザイン案の検討を進めているところです。

行政不服審査法81条の規定に基づき、各地方公共団体(一部事務組合及び広域連合を含む)に置かれる審理員又は行政不服審査会の委員への特定行政書士の登用についても、引き続き推し進めて

いきます。

4. あらためて特定行政書士制度の意義を考える

平成26年12月に特定行政書士が誕生して10年が経過しました。この節目を迎え、この制度の意義について考えるにあたり、『特定行政書士業務ガイドライン』「はじめに」の3にある文章が有用に思えますので、ここに紹介して本稿を閉じたいと思います。

3. 社会から必要とされる資格者であるために

許認可等の申請から不服申立てまで、まさに行政の入口から出口までを一貫して取り扱うことができるようになった特定行政書士の誕生により、行政手続の専門家として行政書士法1条にあるよう、私たちが「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する」姿勢で臨むならば、社会から必要とされる資格者として今後益々の活躍が期待される。

行政書士は高度な行政手続の専門家であると、公からも民からも評価されることになる基盤こそ特定行政書士制度であり、私たちの業務を深化させ、行政書士の社会的必要性を増し、更なる制度強化へつながる存在となることに、特定行政書士の意義の一つを見出すことができるのではないだろうか。

無論、更なる活躍をする上で、職業倫理の重要性や専門家責任の重大性は増し、専門的知見につき益々の研鑽が必要となろう。

特定行政書士が行政不服申立ての代理業務を遂行することで、国民の権利利益を保護し、行政の自己統制を促すことで公益に資する活動が、複雑多様化する現代社会において求められている。

* 文章中引用の法文は改正前のもの

片山さつき財務大臣を表敬訪問

訪問日 令和7年10月23日(木)

出席者 〈日行連〉宮本会長、原田・平岡・岩崎・
竹田・西村・河野各副会長、
田後・関口両専務理事、古川・
宮元・古田島・安野・坪川・櫻田・
奥村・関谷・大塚各常任理事
〈日政連〉常住会長、菅・黒田両副会長



先日、日行連及び日政連の関係役員が第104代高市内閣総理大臣から女性初の財務大臣に任命された片山さつき財務大臣（行政書士会員）を表敬訪問しました。

はじめに、この度の財務大臣の御就任に当たってのお祝いの言葉を申し上げました。

また、日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対し感謝の意を申し上げるとともに、今般の行政書士法の一部を改正する法律の成立に際して、自由民主党行政書士制度推進議員連盟の副幹事長として多大なる御協力をいただいたことに対し改めて御礼を申し上げました。

その後、本会の最近の事業執行状況等について御説明し、片山大臣からは、全国の行政書士の皆様の更なる活躍を期待する旨の激励の御言葉をいただきました。

財務大臣就任直後の御多忙の中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。

舞立昇治財務副大臣を表敬訪問

訪問日 令和7年10月23日(木)

出席者 〈日行連〉宮本会長、原田・平岡・岩崎・
竹田・西村・河野各副会長、
田後・関口両専務理事、古川・
宮元・古田島・安野・坪川・
関谷・大塚各常任理事
〈日政連〉常住会長、菅・黒田両副会長



先日、日行連及び日政連の関係役員が第104代高市内閣総理大臣から財務副大臣に任命された舞立昇治財務副大臣を表敬訪問しました。

はじめに、この度の財務副大臣御就任に当たってのお祝いの言葉を申し上げました。

また、日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対し感謝の意を申し上げるとともに、今般の行政書士法の一部を改正する法律の成立に際して、自由民主党行政書士制度推進議員連盟の幹事として多大なる御協力をいただいたことに対し改めて御礼を申し上げました。

その後、法成立に至る経緯等を振り返りつつ、法改正後の事業執行状況等について御説明しました。舞立副大臣からは、引き続き行政書士制度の発展に向けて協力していきたいとの御言葉をいただきました。

当日は、財務副大臣に就任されてから初登庁となる大変お忙しい中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。

石原宏高環境大臣を表敬訪問

訪問日 令和7年10月29日(水)

出席者 〈日行連〉宮本会長、西村副会長

〈日政連〉常住会長、竹田幹事長、宮元・
杉山両副会長、速水副幹事長



先日、日行連及び日政連の関係役員が第104代高市内閣総理大臣から環境大臣に任命された石原宏高環境大臣を表敬訪問しました。

はじめに、この度の環境大臣御就任に当たってのお祝いの言葉を申し上げました。

また、日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対し感謝の意を申し上げるとともに、今般の行政書士法の一部を改正する法律の成立について改めて御報告申し上げ、法改正後の事業執行状況等について御説明しました。

石原環境大臣からは、今後とも行政書士の専門性を生かし、行政と国民の懸け橋としての役割に期待する旨の御言葉をいただきました。また、環境省として熊出没対策に力を入れていることなど、昨今の課題についてお話しいただきました。

大臣就任直後の御多忙の中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。

牧野たかお復興大臣を表敬訪問

訪問日 令和7年11月18日(火)

出席者 〈日行連〉宮本会長、原田・平岡・岩崎・

竹田・西村・河野各副会長、
田後・関口両専務理事、古川・
宮元・伴・古田島・安野・
坪川・櫻田・奥村・関谷・
大塚各常任理事



先日、日行連の宮本会長を始めとした関係役員が第104代高市内閣総理大臣から復興大臣に任命された牧野たかお復興大臣を表敬訪問しました。

はじめに、この度の復興大臣御就任に当たってのお祝いの言葉を申し上げ、また、日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対し感謝の意を申し上げました。続けて、これまで行政書士が行ってきた災害支援活動について御紹介した後、昨年度、内閣府との災害支援協定を締結したことを踏まえ、今後の災害対策として、被災自治体の支援を行う災害復興支援員の派遣体制の構築等を進めていることを御説明しました。牧野復興大臣からは、福島県を始めとした各被災地の復旧・復興状況について御説明いただきました。

大臣就任直後の御多忙の中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。

自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」(自治)に参加

日 時 令和7年11月12日(水)

出 席 者 〈日行連〉田後専務理事、関谷常任理事
〈日政連〉常住会長、竹田幹事長



先日、自由民主党の「予算・税制等に関する政策懇談会」(自治)が開催され、日行連から田後専務理事と関谷常任理事、日政連から常住会長と竹田幹事長が出席しました。

日行連及び日政連からは、行政書士法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、これまで以上に行政書士に対する国民や事業者からの期待に応え、デジタル社会におけるスムーズな行政手続の推進に寄与していくため、①行政書士が国民の役に立つ環境を整備していただきたいこと、②政府が目指すデジタル社会の実現に向け行政書士の知見を活用していただきたいこと、③国や地方自治体の政策・施策等に行政書士を活用していただきたいことの3点を大きな柱として、全18項目に上る政策等要望を行いました。

限られた時間ではありましたが、地域に密着した国家資格者である全国約5万4千人の行政書士を、国や人口減少が続く地方自治体の行政活動へ活用することの重要性や可能性について認識を新たにしていただきました。

公明党行政書士制度推進議員懇話会総会に参加

日 時 令和7年11月18日(火)

出 席 者 〈日行連〉宮本会長、原田・平岡・岩崎・
竹田・西村・河野各副会長、
田後・関口両専務理事、
関谷常任理事
〈日政連〉常住会長、菅・和田・
黒田各副会長、飯田・
宮脇両常任幹事



先日、公明党行政書士制度推進議員懇話会総会が開催され、日行連・日政連から両会長を始めとする関係役員が出席しました。

冒頭、赤羽一嘉公明党行政書士制度推進議員懇話会会长から、第217回国会(常会)において成立した行政書士法の一部を改正する法律の趣旨に触れ、更なる国民の権利利益の実現に資するべく、行政書士の活躍に期待する旨の御言葉をいただきました。

これを受けて、日行連・日政連の両会長から、先般の法改正に際して多大なる御支援御協力をいただいたことに改めて御礼を申し上げるとともに、法改正を踏まえ、これまで以上に国民や事業者に寄り添い、デジタル社会においても行政手続の円滑な推進に寄与していくことをお約束しました。

次に、政策等要望書に沿い、全18項目に上る要望事項について御説明しました。出席議員から幅広い業務分野を有する行政書士の専門性との兼ね合いや非行政書士排除の推進、オンライン申請システムの課題等に関する質問を受け、デジタル庁と連携して各種手続のデジタル化に取り組んでいること、非行政書士の取締りについても強化していくことを御説明しました。

最後に、齊藤鉄夫公明党代表から、これからも互いの役割を果たし、国民のために共に力を尽くしていきたいとの御言葉をいただき、会合は盛会裏に終了しました。限られた時間ではありましたが、多数の議員の先生方に御出席いただき、大変有意義な意見交換となりました。

令和7年秋の叙勲 赤坂昌雄会員が旭日双光章を受章

令和7年11月3日（月）、秋の叙勲が発令され、「行政書士功労」として赤坂昌雄会員（埼玉会）に対し、旭日双光章が授与されました。

令和7年11月28日（金）、ホテルニューオータニ東京（東京都千代田区）において、総務省主催による「令和7年秋の叙勲伝達式」が行われ、赤坂会員に叙勲が伝達された後、皇居にて拝謁に臨みました。

その後、同ホテルにおいて日行連主催の記念品贈呈式を行いました。贈呈式では、宮本日行連会長から祝辞が述べられた後に記念品が贈呈され、赤坂会員から謝辞が述べられました。

叙勲は、永年にわたり業務に精励し、衆民の模範である者に授与されるもので、行政書士としての叙勲受章者は、昭和46年春から、今回の赤坂会員の受章により、117名となりました（旭日中綬章4名、旭日小綬章6名、旭日双光章21名、勲四等瑞宝章1名、勲五等双光旭日章37名、勲五等瑞宝章48名）。

受章者プロフィール

（敬称略・令和7年11月3日現在）



あか さか
赤坂 昌雄

（71歳）[埼玉会]

開業 平成4年9月1日
業務歴 33年2か月

【役員歴】

埼玉会	理 事	平成13年5月～平成21年5月…8年
	理 事	平成23年6月～平成27年5月…4年
	副会長	平成27年5月～現 在…10年5か月
		<u>計 22年5か月</u>

通算役員歴（重複を除く） 計 22年5か月

理事会の開催報告

開催日 令和7年11月19日（水）、20日（木）

場所 虎ノ門タワーズオフィス6階
「ROOM7」

司会 古川 正美 総務部長

議長 宮本 重則 会長

議事録署名人 大塚 謙二（富山会）常任理事
浦野 英樹（大分会）理事

構成員 56名のうち、56名出席（開会時）

オブザーバー 森岡 丈晴・北里 佳紀・田村 洋平
各監事、水野 晴夫 選挙管理委員長、
各総務部員



令和7年11月19日午後1時30分から理事会が開催された。

【 議案】

第1号議案 日本行政書士会連合会ハラスメント相談室設置規則の一部改正（案）

現行の日本行政書士会連合会ハラスメント相談室設置規則（以下「規則」という。）第2条第2号に定める「役員等」には、会則第6条第1項に定める役員ではない部の構成員が含まれていないことから、これらの構成員を対象とするよう改正することについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和7年11月19日から施行することとされた。

日本行政書士会連合会ハラスメント相談室設置規則の一部改正（案）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[一 略]</p> <p>二 役員等 本会会則第6条第1項に定める役員、同第32条に定める特別委員会の委員、本会会則施行規則第2条の2第1項に定める委員会の委員、<u>並びに</u>同第4条第1項に定める部長、次長、部員及び専門員をいう。</p> <p>[三・四 略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[一 同左]</p> <p>二 役員等 本会会則第6条第1項に定める役員、同第32条に定める特別委員会の委員、本会会則施行規則第2条の2第1項に定める委員会の委員、<u>及び</u>同第4条第1項に定める専門員をいう。</p> <p>[三・四 同左]</p>

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附則

この規則は、令和7年11月19日から施行する。

第2号議案 日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則の一部改正（案）

特定行政書士資格の取得率向上に係る施策の一つである特定行政書士徽章について、機能性及び利便性の向上のため、日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則の別記様式第1の2を改正し、既存の「ロングタイタック式」の徽章に加えて、「ねじ式」留め具の徽章の仕様を追加することについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和7年11月19日から施行することとされた。

**日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則の一部改正（案）
新旧対照表**

改正後	改正前
別記様式第1の2 特定行政書士徽章仕様	別記様式第1の2 特定行政書士徽章仕様
1 形 状 略	1 形 状 略
2 制 式	2 制 式
材 質 略	材 質 略
仕上げ 台表面 略	仕上げ 台表面 略
裏 面 略	裏 面 略
留め具 裏面ねじ式及びロングタイタック式	留め具 ロングタイタック式

附則

この規則は、令和7年11月19日から施行する。

第3号議案 日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則の一部改正（案）（2）

日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則には、徽章の譲渡等を禁止する規定は存在するものの、補助者章については譲渡等を禁止する規定が存在しないことから、補助者章についても同趣旨の規定を設ける改正を行うことについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和7年11月19日から施行することとされた。

日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則の一部改正（案）（2）

新旧対照表

改正後	改正前
(補助者章の譲渡等の禁止) <u>第12条 会員は、交付を受けた補助者章をその補助者以外の者に譲渡又は貸与をしてはならない。行政書士でなくなった後も、また同様とする。</u>	[新設]
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附則

この規則は、令和7年11月19日から施行する。

第4号議案

行政書士登録事務取扱規則の一部を改正する規則（案）

本年度の本会定時総会において本会会則が改正されたことに伴い、特定個人情報に関する添付書類及びその保存年限についての規定を整備する必要があることから、行政書士登録事務取扱規則の一部を改正することについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和8年2月2日から施行することとされた。

行政書士登録事務取扱規則の一部を改正する規則（案）

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(登録事項及び添付書類等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p><u>3 会則第40条第2項第二号の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>二 <u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されている住民票の写し又は個人番号が記載されている個人番号通知カードの写し（令和2年5月25日時点で交付されているもので、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限る。）</u></p> <p>二 <u>本人確認のできる運転免許証又は運転経歴証明書）、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による在留カードをいう。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の規定による特別永住者証明書をいう。）のいずれか一点</u></p> <p><u>4 会則第40条第2項第七号の書面は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>[一～五 略]</p> <p>(登録申請書の取扱い)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p><u>5 会則第38条第3項の規定に定める規則で定める書類は、個人番号が記載又は印字されている書類とし、特定個人情報保護規則第27条第1項の規定に基づき、登録した日以降速やかに廃棄するものとする。</u></p>	<p>(登録事項及び添付書類等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3 会則第40条第2項第七号の書面は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>[一～五 略]</p> <p>(登録申請書の取扱い)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>[新設]</p>

附則

(施行期日)

この規則は、令和8年2月2日から施行する。

第5号議案

権利擁護推進委員会の委員の選任について

権利擁護推進委員会における本年度事業の推進に当たり、外国人権利擁護分野に深く精通し、専門的知見を有している実務者会員を登用することについて承認が求められ、異議なしで可決された。これを受け、会長から以下の1名につき委嘱がなされた。

権利擁護推進委員会委員 笠間 由美子（神奈川会）

【協議事項】

- (1) 日本行政書士会連合会会則施行規則の一部改正（案）について
- (2) 事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則の一部改正（案）について
- (3) 日本行政書士会連合会事務局事務処理規則の一部改正（案）について
- (4) 行政書士会補助者規則（準則）の一部改正（案）について

【報告事項】

- (1) 熊本県行政書士会と日本政策金融公庫（熊本支店）との連携に関する研修会について
- (2) 令和7年度特定行政書士法定研修実施結果について
- (3) 封印委託制度について
- (4) 令和7年度政策等要望について

【その他】

- (1) 行政不服申立てに関する研修について
- (2) 「公法研究第86号」について
- (3) 改正行政書士法順守に係る対応について
- (4) 実在する行政書士の氏名が使われた詐欺事案について
- (5) 災害復興支援員の増員及び養成を目的としたセミナーの開催について
- (6) 各種システムの機能拡張及び「Gビズポータル説明会」について
- (7) 福井会における行政窓口職員に対する行政書士法の周知について
- (8) 大分市佐賀関において発生した大規模火災について

【講演】

理事会一日目の休会中に警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策一課 犯罪収益対策室の行方裕昭（なめかた ひろあき）警部に「マネー・ローンダリング対策について」と題して御講演いただいた。



日行連と東北地方協議会との連絡会を開催

開催日	令和7年10月24日（金）
場所	宮城県仙台市 仙台サンプラザ
出席者	宮本会長、田後専務理事、 伴東北地方協議会会长 ほか28名



宮城県仙台市の仙台サンプラザにおいて、令和7年度日行連と東北地方協議会（以下「東北地協」という。）との連絡会が開催されました。

連絡会は午後2時、日行連から宮本会長、田後専務理事、東北地協から伴東北地協会長（宮城会長）を始めとした計31名の出席を得て開会し、菅浪宮城会総務部長の司会進行の下、伴東北地協会長、宮本日行連会長の挨拶、出席者紹介の後、各議題についての協議が行われました。

初めに宮本日行連会長から、「日行連の当面の諸問題及び事業の説明」があり、特定行政書士の業務拡大への課題や、行政窓口等における行政書士法違反の防止に向けた取組等について、報告がなされました。

続いて、あらかじめ東北地協から提出された会費滞納会員に対する処分制度の実効性確保について、一般倫理研修未受講者の対応について、職務上請求書の規格について及び職印の押印に関する意見要望に対して、田後日行連専務理事から答弁が行われました。その後、各単位会における現状について報告がなされ、時間の許す限り諸問題に関する意見交換が行われ、午後5時に閉会しました。

限られた時間ではありましたが、活発な意見交換がなされ大変有意義な連絡会となりました。

日行連と関東地方協議会との連絡会を開催

開催日	令和7年11月13日（木）・14日（金）
場所	長野県長野市 ホテルメトロポリタン長野
出席者	宮本会長、竹田副会長、 和田関東地方協議会会长、 常住日政連会長 ほか121名



長野県長野市のホテルメトロポリタン長野において、令和7年度日行連と関東地方協議会（以下「関地協」という。）との連絡会が開催され、日行連からは宮本会長と竹田副会長が出席しました。

初日は善光寺淵之坊住職で同寺代表役員・寺務総長でもある若麻績様の講演、善光寺参詣の後、関地協の会長会及び五つの担当に分かれての業務連絡会が開催されました。日行連からの出席者が参加した会長会では、一般倫理研修未受講者への対応や各会の今後の収支見込みと持続的な事業のあり方、大規模災害発生時における自治体の窓口支援とその課題などについて、建設的で活発な意見交換がなされました。

2日目は参加者全員による全体会が開催されました。まず宮本会長から、日行連の令和7年度事業計画、特に改正行政書士法の概要と施行に向けた対応事業に関して説明がなされ、続けて、あらかじめ関地協から提出された33件の要望に対して竹田副会長から答弁が行われました。各会からの要望は、改正法に関することや業務、広報、登録、デジタル化、職務上請求書、災害対策、権利擁護など、非常に多岐にわたるもので、質疑応答の場面では、千葉会の関谷会長から日行連デジタル推進本部長の立場として質問への回答がなされるなど、熱心なやり取りがありました。最後に、日政連の常住会長等から、日政連の活動意義の理解促進や今般の行政書士法改正に至る経緯などについて説明がなされ、昼前に閉会しました。

毎年のことではありますが、地協内の各単位会の間、そして日行連と地協との間において、有意義な情報共有と意見交換がなされ、改めてこの連絡会の必要性が実感されました。

日行連と九州地方協議会との連絡会を開催

開催日	令和7年11月15日（土）
場所	大分県大分市 アートホテル大分
出席者	宮本会長、関口専務理事、 田村九州地方協議会会长 ほか40名



11月15日、アートホテル大分「グランドホール」において、令和7年度日行連と九州地方協議会（以下「九州地協」という。）との連絡会（以下「連絡会」という。）が開催され、日行連からは宮本会長と関口専務理事が出席し、九州地協からは、同会長の田村福岡会会长を始めとする計43名が出席しました。

連絡会は、浦野英樹大分会長の司会により、田村公隆九州地協会長（福岡会会长）の言葉で開会しました。冒頭、宮本日行連会長から挨拶の後、座長に田村九州地協会長が選任され、各議題についての協議に入りました。

初めに宮本日行連会長から「日行連の当面の諸問題及び事業の説明」があり、行政手続窓口における行政書士法違反の防止のプレート等の設置や電子申請等の諸問題についての考えが示されました。

続いて、協議・報告案件に入り、関口日行連専務理事から、あらかじめ提出された日行連への意見・要望等計3件に対して順次回答した後、改正行政書士法や特定行政書士制度、デジタル広告やSEO（検索エンジン最適化）、会費滞納者への対応等の諸問題について、質問と活発な意見交換がなされました。

限られた時間ではありましたが、日行連における取組と地協における課題を共有することができた、大変有意義な連絡会となりました。

図書館総合展 2025への出展報告

＜国際・企業経営業務部 知的財産部門＞

本会は、令和元年に国立大学法人山口大学及び一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）との間で著作権の普及啓発を目的とした包括協定を締結して、児童、生徒、教員向けの著作権教育教材などの制作活動を行う「著作権教育Eネットワーク」を立ち上げました。

国際・企業経営業務部知的財産部門では、この「著作権教育Eネットワーク」の活動成果の広報を兼ねて10月22日から3日間パシフィコ横浜において開催された「図書館総合展 2025」においてパネル展示を行うとともに、最終日には、ミニセミナーとして同会場で「学校教育と著作権」をテーマに中津川浩淳専門員（静岡会）が講師として講演しました。

これまでには、日々の業務で多忙な教員の方々に著作権教育の必要性や内容について説明することが主だったのですが、教員の業務を支え、児童、生徒と直接接觸する機会の多い司書、図書館、図書室関係者の方々に著作権を理解していただくことも効果的ではないかと考え、数ある教育系のイベントの中から来場者数約1万2千人の「図書館総合展」に出展しました。

来場者からは、パネルの内容に多数の質問が寄せられるなど、予想以上に著作権や著作権教育に関心を持っていただくことができるとともに、行政書士による著作権業務の取組についても効果的な広報ができました。



デジタル資格者証の閲覧及び取得が可能になります

<デジタル推進本部>

本誌前々月号（令和7年11月号 No.636）で予告しましたとおり、令和8年2月2日から行政書士資格のオンライン・デジタル化が始まります。

行政書士名簿とデジタル庁の「国家資格等情報連携・活用システム」との連携開始に伴い、マイナポータル（<https://myna.go.jp/>）を通じて、行政書士としてのデジタル資格者証の表示及び取得が可能になります。なお、行政書士証票の発行は継続します。

デジタル資格者証の表示方法等については、本誌次号以降で操作手順等を御案内いたします。

行政書士の新規登録・変更登録の申請時に個人番号（マイナンバー）の提供が必須となります

<デジタル推進本部>

本誌前々月号（令和7年11月号 No.636）で予告しましたとおり、令和8年2月2日に関係規則が施行され登録事務における個人番号（マイナンバー）の取扱いが開始されます。

行政書士の新規登録・変更登録の申請時には、個人番号（マイナンバー）の提出が必須となります。本取扱いは、デジタル庁の「国家資格等情報連携・活用システム」との連携開始において、住民基本台帳法又は番号利用法による情報提供を受けるために必要なものであり、会員情報の正確性の向上及び手続の効率化を目的としています（提出は一度のみ。前掲のデジタル資格者証を取得された方については提出不要です。）。

なお、本取扱いについては、会員の皆様への周知期間として、3か月の猶予期間（令和8年5月2日まで）を設けることとしています。猶予期間中は、従来どおり添付書類を用いた申請も可能です。

「著作権普及啓発実践セミナー」開催のお知らせ

＜国際・企業経営業務部 知的財産部門＞

来る令和8年2月25日(水)、本会では、著作権普及啓発実践セミナーを開催いたします。インターネットやデジタル技術の発展により、誰もが容易に情報を発信し、共有できる現代社会において、著作権の正しい理解と適切な活用はますます重要になっています。しかしながら、著作権制度への理解不足や誤解に起因するトラブル、無意識の権利侵害が後を絶たないのが現状です。本セミナーは、著作権の基礎的な知識から実践的に役立つ活用方法までを分かりやすく解説し、参加者の皆様に著作権に関する正しい知識と判断力を身に付けていただくとともに、著作権に関する普及啓発の実践方法についても共有すること目的として実施いたします。

【日 時】令和8年2月25日(水) 12:30 開場 (16:30 終了予定)

【場 所】イイノホール&カンファレンスセンター「イイノホール」(霞ヶ関駅 C4 出口直結)

【主 催】日本行政書士会連合会／東京都行政書士会(共催／予定)

【テーマ】教科における著作権の考え方とその普及啓発

【内 容】▶著作者と読み手に寄り添う学校での著作物利用指導 ▶学習指導要領等に明記された著作権等の分野 ▶「引用」・「出典」等の学校での位置付け ▶学習指導要領での「引用」・「出典」等の取扱い
▶著作者と読み手に寄り添うためのよく分かる著作物の利用とは ▶著作権普及啓発行政書士指導支援モデル(教科×総合クロスカリキュラム) ▶著作権普及啓発行政書士指導支援モデル(学校図書館の活用) ※内容は変更になる可能性があります。

【参加費】無料・事前申込制。詳細につきましては、本会ホームページにて御案内いたします。

【定 員】500名 ※オンライン配信はございません。

【対象者】教育機関関係者、行政書士、一般等



このセミナーは、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)の共通目的事業の助成事業として実施するものです。

「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員(災害復興支援員)を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

会員専用サイト「連con」：
<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



特別倫理研修**令和7年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式) の御案内****<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>**

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和7年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいますようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページTOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori> (連conログイン後に御覧いただけます。)

**令和7年度(令和8年1月～3月) 開催概要**

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)
事務研修会 (新規)	令和8年2月20日(金) ～3月2日(月)	令和7年 12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	令和8年 3月23日(月)

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用(税込み)

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

特別倫理研修

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会の開催について

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

令和8年度の行政書士申請取次関係研修会の開催日程が決まりましたので、お知らせいたします。

当該研修は、令和7年度同様にVOD(ビデオ・オン・デマンド)方式にて開催いたします。

なお、各研修会の申込等の詳細については、会員専用サイト「連con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいますようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページTOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>(連conログイン後に御覧いただけます。)



令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	令和8年4月10日(金) ～4月20日(月)	令和8年 2月上旬	令和8年2月27日(金) ～3月5日(木)	令和8年 5月7日(木)	令和8年 5月13日(水)
事務研修会 (新規)	6月16日(火) ～6月26日(金)	4月中旬	5月7日(木) ～5月13日(水)	7月17日(金)	-
実務研修会 (更新)	7月14日(火) ～7月24日(金)	5月中旬	6月2日(火) ～6月8日(月)	8月6日(木)	8月18日(火)
事務研修会 (新規)	9月4日(金) ～9月14日(月)	6月下旬	7月17日(金) ～7月24日(金)	10月7日(水)	-
実務研修会 (更新)	10月13日(火) ～10月23日(金)	8月上旬	8月26日(水) ～9月1日(火)	11月6日(金)	11月12日(木)
事務研修会 (新規)	11月13日(金) ～11月24日(火)	9月中旬	10月2日(金) ～10月8日(木)	12月14日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和9年1月18日(月) ～1月28日(木)	11月上旬	11月25日(水) ～12月1日(火)	令和9年 2月10日(水)	令和9年 2月17日(水)
事務研修会 (新規)	2月19日(金) ～3月1日(月)	12月中旬	令和9年1月7日(木) ～1月14日(木)	3月19日(金)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

<届出済証明書の更新を希望される方へ>

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会（更新）を1回以上受講し、有効期間の満了前に更新の手続を完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における更新の申出期限を確認され、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限(初回)

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください(例:令和7年4月1日に登録⇒令和7年7月31日まで)。

【参考】次回期限(2回目以降)

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。
(例:令和7年4月1日に修了した場合⇒令和13年3月31日)

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ(<https://www.gyosei.or.jp/>)にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード(初回ログイン時には申込みが必要。)を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講(3時間程度)。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける(詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。)。

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

■はじめてのご利用の方
通知したパスワードの期間が切れた方
下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して登録を行ってください。

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」
日本行政書士会連合会ホームページ(お知らせ)
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



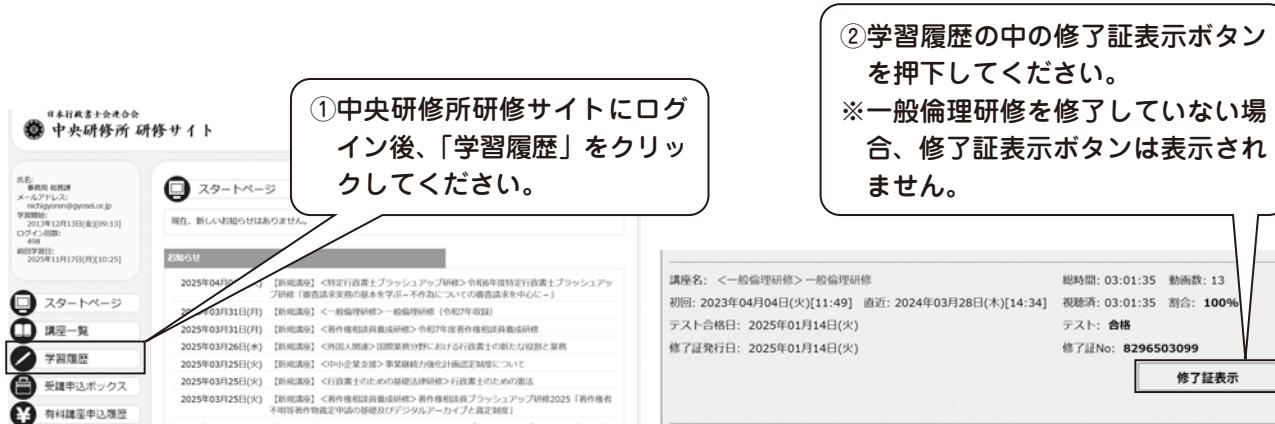
注意

【令和8年4月1日以降、現在配信されている一般倫理研修は視聴できなくなります。】

令和8年4月1日に一般倫理研修の内容のリニューアルを行う予定です。それに伴い、現在配信している一般倫理研修（令和7年収録）は令和8年3月30日をもって、配信を停止いたします。そのため、令和8年4月1日以降は、一般倫理研修（令和7年収録）が受講途中であったとしても、それ以降の受講ができなくなってしまいます。現在、受講途中の方につきましては、令和8年3月30日までに修了証発行ボタンを押し、修了されますようお願いいたします。

なお、一般倫理研修（令和7年収録）の修了証については、令和8年4月1日以降も学習履歴から出力することができます。

【修了証の表示方法】



会員の皆様へ

重要 職務上請求書の購入・使用に関する御案内

令和5年8月31日から職務上請求書の購入に当たり、

一般倫理研修の修了証 が必要となります！

※一般倫理研修の受講方法は中央研修所研修サイトを御確認ください。

職務上請求書の不正使用による事件が発生したことを受け、再発防止を徹底することを目的として、日本行政書士会連合会会則及び日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則が改正されました。職務上請求書の購入申込みの際に倫理研修を修了したことを証する書類を添付することについて定めた第22条の改正規定は、会則認可の日から起算して1年を経過した日である令和5年8月31日から施行されました。

重要なお知らせ

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月(奇数月のみ)となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。



*このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組を
お知らせします。

愛知県

行政書士会

「改正行政書士法の周知事業」がスタート



愛知会では竹田勲会長（日行連副会長）による、会員向けの法改正周知事業を行っています。

県下に3,400名を超える会員が在籍する当会では、令和8年から施行される改正行政書士法の要点を、県内隅々の会員に伝えるため『「行政書士法の改正の経緯と解説」—今後の行政書士業務の展望—』をテーマに、県下17支部を当会会長が訪れ、説明会を開催しています。11月5日に徳川家康生誕の地でもある岡崎支部から始まった周知事業は、年末まで続きました。

「会員が行政書士の業務遂行に自信と誇りをもてる環境を、当会と支部がしっかりと協議し、連携して整えることで、全ての会員が活躍できる、会員の努力が実を結ぶ会を目指す」という当会の会長方針に基づき、行政書士法改正の内容を当会会長自らが支部を巡回し、会員一人ひとりに伝え、また疑問点には丁寧に回答を行っています。

「なぜ、どのように法改正が行われたのか?」「法改正によって何が変わることか?」など、実際の法改正に携わった会長の言葉は、説得力のみならず、現場にいた人物だけが語ることのできるリアリティーにあふれています。今後も様々な機会で法改正を周知し、行政書士が深く理解することにより、更に会員が国民のために活躍できる環境を目指しています。



福井県

行政書士会

「福井県総合防災訓練」に参加しました



福井会は、11月8日に丹南総合公園において開催された「福井県総合防災訓練」に参加しました。越前市で震度6強の地震が発生したという想定の下、自衛隊や消防を始め、約100の機関や団体が参加する大規模なものでした。当日は展示ブースを設け、行政書士は災害時に、発災初期の罹災証明書申請手続から、生活再建に向けた補助金申請など、長期にわたる被災者支援が可能であることをアピールしました。天候にも恵まれ、多くの地域住民の方々が見学に訪れ、展示物を見た何名の方から質問を頂き、行政書士の能力を十分にアピールできたものと思います。

また、越前市は外国人の割合が高い地域もあり、様々な国籍の方の参加も見受けられました。入管業務を扱う行政書士だからこそ、緊急時の対応についても丁寧に伝えるべきだと改めて実感しました。

更に会場には30台を超える災害対応車両が出動し、自衛隊ヘリによる被災者救助訓練など、迫力と緊張感に満ちた実動訓練が披露され、災害時における迅速な対応の重要性を肌で感じる貴重な機会となりました。

平成29年に福井県と被災者支援協定を締結して以降、幸いにも支援要請を受けるような大災害は発生していません。しかし、いざというときに備え、支援体制の一端を担うべく関係機関との連携強化を図り、行政書士としての役割を果たせるよう、今後も積極的に訓練等に参加してまいりたいと考えています。





奈良県下の自治体との災害発生時における被災者支援に関する協定の締結について



奈良会は、10月1日に明日香村、同月28日に広陵町と、それぞれ災害発生時における被災者支援に関する協定を締結いたしました。これにより、当会が県下自治体と締結する同協定は、1県6市4町1村に広がりました。

奈良県においては、近い将来、南海トラフ地震の発生が懸念されており、県民の防災意識の向上と、災害対応体制の強化が急務となっています。

今回締結された協定では、災害発生時に自治体からの要請に基づき、当会が罹災証明に係る申請窓口対応支援業務を担うことが定められています。罹災証明書は、被災者が各種支援制度を受けるための基礎となる重要な書類であり、その発行が迅速かつ円滑に行われることで、住民の生活再建の早期化と行政の災害対応業務の負担軽減につながります。災害発生時における行政と当会との連携を担保することで、住民の生活再建を支える実効性ある仕組みとして、非常時の安心・安全に資するものと期待されます。

当会では、こうした支援業務に迅速かつ的確に対応するため、災害時支援担当者を事前に登録し、自治体からの要請に応じて即座に派遣できる体制を整えています。また、既に策定している災害被災者支援マニュアルに基づき、会員の安否確認、会務継続の確保等を通じて、非常時における住民支援の一助となるべく備えを引き続き進めてまいります。



東北地協で仙台入管との初の意見交換会を実施



10月3日、「東北地方協議会（以下「東北地協」という。）国際業務連絡会」を構成する秋田、岩手、青森、福島、宮城、山形の各会の幹事6名が宮城県仙台市に集まり、東北地協では初の試みとなる仙台出入国在留管理局（以下「仙台入管」という。）との意見交換会を実施しました。仙台入管からは、局長、首席審査官2名、統括審査官2名、涉外調整官1名、行政書士側からは6県の幹事に加えて当会会員1名がオブザーバー参加し、事前に集約していた質問や要望などに仙台入管側が回答する形で意見交換を進行しました。初回ということもあって時間が不足気味ではありましたが、それでも当日出席者から挙がった意見や質問に丁寧な回答をいただき、また入管側からも行政書士に対する要望をいただくなど、大変に貴重で意義深い交流の場となりました。定例化に向け、さっそく次年度に第2回の実施を企図しているところです。

振り返ると東北地協に「国際業務連絡会」が発足したのが令和5年3月。単位会同士の交流を続けながら、時間をかけて今回の意見交換会の準備に取り組み、実現に先だっては、福岡会及び九州地方協議会から福岡入管との先例に基づく貴重なアドバイスや資料の御提供を賜り、その他の単位会の先生方からも様々な御指導や激励を頂きました。この場をお借りして心より厚く御礼申し上げます。

国際業務に関連して、単位会間の交流組織が発足して日の浅い東北地協ですが、今後は是非他の地域の単位会、あるいは地方協議会とも広く交流を深めていければと展望しています。今後とも東北地協国際業務連絡会及び東北の各単位会をよろしくお願ひいたします。



秋 桜 日 記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のなかった新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感し活躍する姿を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介（31歳）行政書士として業務経験を積んできた開業4年目の行政書士

許認可業務や相続業務などを中心に行ってきたため、特定行政書士になる必要性を感じていなかった。開業当初から山田先生を師と仰ぎ、業務はもちろん人生についても相談している。

本田 梢（26歳）中島の彼女

山田麻衣とは大学の同級生で、同じ行政法のゼミに所属していた。現在は家業の建設会社を手伝いながら、中島には内緒で行政書士試験に向けて勉強している。

野村 泰久（34歳）中島と同期の行政書士

特定行政書士は仕事にならないから不要だと考えていたが、将来を考えて特定行政書士になることの重要性に目覚めた。

山田 賢人（55歳）ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

山田 麻衣（26歳）山田先生の娘で特定行政書士

大学在学中で行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

ろしくお願ひします。」

二人で改まってお辞儀をすると、なんだか可笑しくて、思わず吹き出した。

昨年、中島は親友の野村と一緒に特定行政書士になるための研修を受講していた。特定行政書士制度について、当初懐疑的な見方をしていた二人だったが、今ではすっかり特定行政書士に対して情熱を燃やしていた。

特定行政書士になるための法定研修は、行政不服審査法を始め、行政事件訴訟法や要件事実・事実認定論など行政書士には馴染みの薄い分野だったため、新鮮な気持ちで勉強することができた。法学部を卒業している中島にとっても、これらの分野は初めて触れる分野であったが、学生時代とは違って、自分自身の職業に関わるという実感があったからか、飽きることなく研修に集中できた。

さらに、「特定行政書士の倫理」という科目を受講したことと、特定行政書士となることの重みを感じ、心の底からやる気が溢れてきた。

10月の下旬に考查があった。久しぶりに試験を受けるということもあり、少し緊張したものの、条文の確認とテキストの熟読でしっかりと準備ができていたため、試験終了時間より少し早く答案を埋めることができた。

試験後は、年末に向けて業務が忙しくなってきたこともあり、連日目が回る勢いであつという間に時間が過ぎた。

11月の合格発表の日も、合格したという野村からのメールを見て、今日がその日だと気付いたくらいだった。

緊張しながらホームページを確認し、自分の受験番号を見付けたときは、合格した喜びより、これから責任の重さを感じて身が引き締まるような気がした。

特定行政書士証票の交付に係る手続を行い、特定行政書士徽章の購入も申し込んで、あとは仕事の依頼を待つばかりである。

1月5日から仕事始めのところが多いが、自営業である行政書士はそのスタートも自分で決めることができる。いつもだったら1月の最初の週くらいは休みにして、事務作業を

第二十三話：～新しい時代の幕開け～

令和8年の元旦を迎えた中島は、寝室の窓を、カーテンを開けると同時に全開にした。冷たい空気が一気に流れ込むが、その冷たさが身を引き締めるようで、むしろ気持ちよかったです。

「ちょっと、寒いよう。」

婚約者の栞が布団の中でモゴモゴしている。

「ほら、新しい年の始まりだよ！ 明けましておめでとう。今年もよろしくお願ひします。」

わざと堅苦しい言い回しでお辞儀をする中島をチラ見した栞は、ちょっと口を尖らせながら布団から出てきた。

「昨日も除夜の鐘を聞いてからお参りして、さんざんおめでとうって言ったの、覚えてる？ まったくもう。今年もよ



こなしたり、必要な資料を読んだりして過ごすことが多かった中島だが、今年は5日から用事があった。師匠である山田先生の事務所に新年の挨拶に行くことだ。

お昼前に山田事務所の最寄駅で野村と待ち合わせをした。

「よっ、久しぶりだな。とりあえず、明けましておめでとうございます。」

野村がお辞儀をしながらおどけたように挨拶をした。それに中島も応えた。

「明けましておめでとうございます。それと、特定行政書士試験、合格おめでとうございます。」

お互いの成長を喜び合える同業者がいることは、一匹狼になりがちな行政書士にとって、ありがたい存在である。そんなことは恥ずかしいから言葉では伝えない代わりに、二人はガッチリと握手をした。

山田事務所の玄関には、門松が飾られていた。インター ホンを押すと、副所長の麻衣の元気な声がした。玄関を抜けて応接室に入って待っていると、麻衣が勢いよくドアを開けて入ってきた。

「二人とも久しぶり！ 元気だった？ とりあえず座ってよ。今お茶いれてくるから。っていうか、今日は新年会にしましょう。ねっ。いい？ いい？」

麻衣の勢いはいつものとおりだ。年下なのに行政書士の先輩である麻衣に、二人はいつも振り回されている感じだが、そんな関係も心地良い。

「分かったよ。そうしよう。でも、その前に、明けましておめでとうございます。」

そう言いながら、中島と野村は持っていた菓子折りを差し出した。

「きゃあ、私ったら新年の挨拶をすっかり忘れてました。おめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。それと、二人とも、特定行政書士合格おめでとう！」

三人がハイタッチをしながら盛り上がっているとき、山田先生が入ってきた。

「おー、盛り上がってるね。二人とも、特定行政書士試験合格、おめでとう！」

「ありがとうございます！」中島と野村が頭を下げた。

「ちょっと、パパ。まずは新年の挨拶でしょ！」

麻衣が山田先生を肘でつつきながら舌を出した。

「こりゃ失礼。明けましておめでとうございます。」「おめでとうございます。」

改まってお辞儀をした四人は顔を見合させて、思わず笑い合った。

新年の挨拶を済ませると、四人は山田事務所の近所にある日本料理屋の個室に移動した。お正月の飾り付けと琴の音が心地良い雰囲気を醸し出している。

「まずは、特定行政書士試験の合格を祝って、乾杯！」

山田先生の音頭で乾杯をすると、合格した喜びと安堵感が押し寄せてきた。やっと山田親子と同じスタートラインに立てた気がするとともに、もっと早く特定行政書士になっていればよかったと少し後悔した。それは、中島だけでなく、野村も同感といった様子であった。

「ところで君たち、良いタイミングで特定行政書士になったね。」

山田先生の言葉を受けて、麻衣が行政書士法の改正について説明を始めた。

改正法では、これまでの特定行政書士の業務規定にある「行政書士が作成した」という文言が、「行政書士が作成することができる」とされ、令和8年1月1日に施行された。

「行政書士法の改正は様々な調整があるから大変だって聞いていたんですけど、改正法が成立したんですね。」

野村が驚いていると、山田先生は感慨深げに話した。

「そうなんだよ。行政書士法は議員立法ということもあるて、その改正は簡単ではないんだ。でも、行政不服審査法の活用のためには特定行政書士の力が必要だということを訴えた結果、それを理解してもらえたということさ。だから、これからが正念場になるんだよ。期待してくれた人たちや、何より改正に尽力してくれた人たちの苦労に報いるためにも、実績を積んでいかないといけないんだ。君たちも特定行政書士としての可能性を追求しながら、国民の権利を守り、適正な行政手続に寄与するように精進してくれよ。それに、今度の改正で、これまで特定行政書士の活躍は限定的だから特定行政書士になるメリットはないなんて言ってた人たちも、言い訳ができなくなるから、今年から特定行政書士の法定研修の申込みも増加するはずだよ。」

「もう、パパったら、特定行政書士のことになると、本当に熱くなっちゃうんだから。でも、中島先生は特に頑張らないとね。今年は入籍する予定なんでしょう？ 菜から聞いたらいました。」

中島は、思わぬ展開に飲みかけのお酒を吹き出しそうになった。

「それはおめでたい。改めて乾杯しよう。かんぱーい！」

「かんぱーい！」

特定行政書士達の奮闘は続く。第二十四話、乞う御期待！



VOD紹介「申請取次業務における裁量統制・適正な事実認定のあり方、 入管法判例の実践的活用についての概説」 ～今こそ見直そう中央研修所の研修コンテンツ！～

<中央研修所>

今月は業務研修〈外国人関連〉講座の中から、「申請取次業務における裁量統制・適正な事実認定のあり方、入管法判例の実践的活用についての概説」を紹介します。

申請取次業務に携わる際に、行政庁の「裁量」という壁に、頭を悩ませた経験はありませんか？本研修は、行政庁の「裁量」の本質を理解し、申請において確かな「理論武装」を身につけるため、山脇康嗣弁護士が徹底解説する講座です。

許可要件の緻密な分析から、法令、告示、通達、そして判例まで、網羅的かつ実践的な知識が具体的な資料と共に凝縮されています。

実は、この講座が配信開始されたのは、今から10年以上前の平成27年3月です。在留資格等は当時のものですが、現在とは少し異なっていますが、現在の在留資格等に置き換えることで、違和感なく受講することが可能です。

入管業務の基礎を修得した後の、知識のブラッシュアップに最適な講座となっていますので、この機会に是非御視聴ください。

● 研修情報 ●

講義内容 (役職は収録当時のものです)

講 師：

弁護士 山脇 康嗣 様

講義時間 約1時間30分

受講料 無料



《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記QRコードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧>業務研修>外国人関連>〈外国人関連〉申請取次業務における裁量統制・適正な事実認定のあり方、入管法判例の実践的活用についての概説」を選択し、該当講座を受講。



↑研修サイト QR コード
<https://gyosei.informationstar.jp>



本会ホームページの行政書士会員検索への 「主な取扱い業務」の登録についての御案内



会員専用サイト「連 con」では、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」を任意で登録することができます。一般の方が行政書士を探す際の助けとなる大変便利な機能です。

行政書士会員であれば、どなたでも連 con の「マイページ」の編集画面内にある「主な取扱い業務」から御登録いただけます。その登録方法及び掲載場所について、次のとおり御案内いたします。

※連 con にログインするには利用登録が必要です。

登録方法（連 con）

QRコード: <https://www.gyosei.or.jp/user/login>

①ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

②「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。

③「主な取扱い業務」に表示される項目のうち、取り扱いが可能なものにチェックを入れる。

④「保存」をクリックする。

掲載場所（ホームページ）

①「行政書士を探す」をクリックする。

②検索項目のいずれかを入力（完全一致）し「利用上の注意」を確認し「検索」をクリックする。

登録後はここに表示されます。

2026.1 No.638 日本行政 30

2025. 11 Nov.

日行連の主な動き Monthly Report

4日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(104件)
- (2) その他

許認可業務部**社労税務・生活衛生部門会議****【協議事項】**

- (1) 全国担当者会議について
- (2) 地域社会の課題解決について
- (3) 関係省庁への訪問について
- (4) その他

特定行政書士制度普及推進委員会**【協議事項】**

- (1) 特定行政書士制度の普及推進について
- (2) その他

17日

月

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(120件)
- (2) その他

特定行政書士研修委員会**【協議事項】**

- (1) 考査結果について
- (2) その他

18日

火

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 令和8年単位会賀詞交歓会等の対応について
- (3) その他

7日

金

北海道地協との連絡会(～8日)

11日

火

ADR推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 令和7年度事業の具体的推進について
- (2) その他

13日

木

関東地協との連絡会(～14日)

15日

土

九州地協との連絡会

19日

水

理事会(～20日)**【議案】**

- (1) 日本行政書士会連合会ハラスメント相談室設置規則の一部改正(案)
- (2) 日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則の一部改正(案)
- (3) 日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則の一部改正(案)(2)
- (4) 日本行政書士会連合会行政書士登録事務取扱規則の一部改正(案)
- (5) 権利擁護推進委員会の委員について

26日

水

近畿地協との連絡会

27日

木

北海道地協との連絡会

29日

土

法教育推進委員会**【協議事項】**

- (1) 沼津市立図書館での終活講座について
- (2) 単位会からの照会について
- (3) 法教育活動支援申込み、相談受付について
- (4) 土浦日大高校での法教育について
- (5) おしごと年鑑の協賛について
- (6) 次年度中央研修所事業計画案の策定について
- (7) 次年度の取組について
- (8) その他

計 報

去る令和7年11月16日、本会相談役の盛武隆氏が逝去されました。謹んでお知らせいたします。

故盛武隆氏は52年の長きにわたり行政書士業務に精励され、その間、平成元年5月から平成13年5月まで及び平成17年5月から平成29年5月までの24年間は滋賀会会长として、平成元年6月から平成9年6月まで、平成17年6月から平成19年6月まで及び平成21年6月から令和5年6月までの24年は本会理事として、平成9年6月から平成15年6月までの6年間は本会会長として、そして令和5年7月以降は、本会相談役として行政書士制度の発展に貢献されました。また、平成5年には総務大臣表彰を受賞され、平成15年には黄綬褒章、令和2年には旭日中綬章を受章されました。

今まで、行政書士制度の発展に尽力されたことに深く感謝申し上げるとともに、心から哀悼の意を表します。

登録委員会からのお知らせ**重要 行政書士法人に所属する会員等の登録手続に関するお願い**

日行連では、令和6年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手続における添付書類の削減や手続の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に關し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それぞれに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
- 上記において、行政書士法人に所属する会員（社員又は使用人）の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」を提出してください。

行政書士業務パンフレット の御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>





コスモス Information

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 第15回定時社員総会報告

令和7年10月31日、虎ノ門タワーズオフィスにて公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター第15回定時社員総会が開催されました。正会員2,589名中、委任状及び議決権行使者を含め2,048名が出席し、議案審議を経て全ての議案が可決されました。以下、各議案についてその概要を報告いたします。

報告事項 第15期事業報告

重点項目として、事業計画に掲げた5点についての報告は以下のとおり。

(1) 都市部に偏在しない行政書士の特性をいかし、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を図るため、日本行政書士会連合会と連携しながら、47支部設置に向け各単位会及び関係団体と協議を行う。また、会員数3,000名を目指す。

年に複数回の入会前研修を実施する支部が増加し、382名の入会があった。一方で退会者も214名であったことから、正会員の純増は168名にとどまった。

日本行政書士会連合会を通じ、支部未設置単位会のうち北海道、東京都、岡山県の代表者との意見交換を行った。福岡県支部が佐賀県行政書士会・福岡県行政書士会との協定に基づき、佐賀会会員に対し入会前研修を実施、12名が入会した。現在は、福岡県支部に所属し、支部設置に向けたサポートが進められている。

(2) 個人では業務の遂行が著しく困難と思われる事情が存在する事案に対応するため、法人として成年後見等を受任できる体制を複数支部で整備する。法人後見の実施をとおして公益社団法人としての社会的責任を果たす。

現在、大阪府支部・神奈川県支部で法人後見受任体制が整備されている。このうち、大阪府支部では既に法人後見を受任、実施しているほか、新規事案の受任についても具体的に手続が進められている。また、神奈川県支部でも法人後見受任に向けた検討が行われている。

これらに加え、愛知県支部でも体制確立に向け具体的な検討が進められている。

(3) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護の推進を図る人材たる会員の資質向上のため、高品位の研修を企画・実施する。そのほか、義務研修10単位分のコンテンツ、入会前研修の見直しを進める。

業務に不可欠となる法律知識の習得を中心に据えつつ、利用者の特性理解やコミュニケーション力の向上にも資するよう、VOD研修システムに掲載するコンテンツを拡充した。これにより、会員が多様な視点から学びを深められる環境を整備した。さらに、入会前研修についても内容の細部を見直し、改善を図った。

(4) 不正防止の取組として、受任件数報告未提出ゼロ、定期報告長期未提出者ゼロに向けた取組を継続する。また、個別に指導を必要とすると判断した業務報告事案に対しては迅速かつ有効な対応を図る。

業務報告の長期未提出者に督促を行った結果、1年を超える長期未提出者は大幅に減少した。督促に応じなかった会員については、除名手続を検討している。期限までに定期報告が行われていない会員に対しても、継続的な督促を強化した。

受任件数報告を促すチラシを作成し、定時社員総会の議案書に同封し全会員へ送付した。

(5) 当法人の規模が拡大するにつれて、外部から、会員に関する苦情が増加しつつある。成年後見制度に対する信頼及び制度を利用する方の権利を擁護するため、苦情処理に関する体制を整備し明確化する。

苦情処理の受付窓口は原則として支部であり、支部で対応できない事案や本部へ直接届いた事案については総務・財務委員会を所管として対応するという体制を当面は維持する。苦情受付専用電話の設置を求める声もあるが、現時点では人的体制の整備が難しいため、今後引き続き検討する。

会員に対する苦情について、本部及び支部の役割を整理し、フロー図等に反映した。

成年後見制度利用者見舞金制度に関する規則を制定し見舞金制度を創設することにより、専門職団体に求められる救済制度を整備した。

第1号議案 第15期決算報告

詳細はホームページにて公表しています。

https://cosmos-sc.or.jp/images/main/kessan_15.pdf

第2号議案 会員の除名について

当法人の定款及び規則等に違反し、当法人の目的に

反する行為をした者につき、定款第11条第1号及び第2号に基づき除名とすることについて承認された。

第3号議案 役員の選任について

本定時総会終結の時をもって任期満了となる現役員(任期の異なる権限監事を除く。)の後任として、次の役員が選任された。なお、理事長、役職理事および各委員長は、総会終了後に開催された理事会において選定・選任された。

理事長 田後 隆二
 副理事長 関谷 一和
 専務理事 吉川 明宏
 常務理事 谷澤 祐樹
 常任理事 木原 早智子(総務・財務委員長)
 常任理事 松本 健士(法規委員長)
 常任理事 本間 大介(研修・相談委員長)
 常任理事 花村 奈生子(広報委員長)
 常任理事 岡部 享(業務管理委員長)
 常任理事 村上 崇文(法人後見運営委員長)
 理事 大久保 治光
 理事 柳澤 誠
 理事 井上 優子
 理事 金子 聰
 理事 河野 芳輝
 理事 直木 慎吾(社会福祉士)
 理事 藤本 正保(弁護士)
 理事 山本 修三(弁護士)
 監事 岡 清二
 監事 坪川 貞子

第4号議案 総務委員の選任について

本定時総会終結の時をもって任期満了となる総務委員の後任として、次の者が選任された。

総務委員 岡田 秀治
 総務委員 仲西 秀子
 総務委員 高尾 明仁
 総務委員 内布 茂充
 総務委員 江上 良子

参考 第16期事業計画

【重点項目】

- (1) 都市部に偏在しない行政書士の特性をいかし、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を図るため、日本行政書士会連合会と連携しながら、47支部設置に向け各単位会及び関係団体と協議を行う。また、会員数3,000名を目指す。
- (2) 個人では業務の執行が著しく困難と思われる事情が存在する事案に対応するため、法人として成年

後見等を受任できる体制を複数支部で整備する。法人後見の実施をとおして公益社団法人としての社会的責任を果たす。

- (3) 地域共生社会の実現に資する権利擁護の担い手として、会員一人ひとりがより高い専門性と倫理観を備えることが求められている。こうした社会的要請に応えるため、会員の資質向上に資する体系的かつ高品質な研修機会を提供する。あわせて、研修制度全体の改善を進め、参加の利便性と内容の充実を図る。
- (4) 不正防止への取組として、受任件数報告未提出ゼロ、定期報告長期未提出者ゼロに向けた取組を継続する。また、個別の指導を必要とすると判断した業務報告事案に対しては迅速かつ有効な対応を図る。
- (5) 当法人の規模が拡大するにつれて、外部から会員に関する苦情が増加しつつある。成年後見制度を利用する方の権利を擁護するため、苦情処理に関する体制を整備し明確化する。

参考 第16期収支予算

令和7年7月理事会承認。詳細はホームページにて公表しています。

https://cosmos-sc.or.jp/images/main/shuusi_16.pdf

おかげさまで15周年

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターでは、成年後見制度を通じ、高齢者、障がい者等の権利の擁護・福祉の増進に寄与するため、成年後見人等の養成・指導・監督、後見人等候補者の推薦、成年後見制度の普及啓発活動を行っています。

現在、3,000名以上の会員で活動することを目指し、正会員を募集しています。コスモスの活動目的を御理解の上、是非御入会ください。



コスモス15周年ロゴ

コスモス成年後見サポートセンターの現状 (令和7年12月1日)

会員数 2,612名(個人正会員数)
 支部 全国42支部
 受任件数 6,151件

日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

「おしごと年鑑2025」 の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発刊されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に2020年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事が掲載されましたので、是非御覧ください。

行政書士は、どんな場面で活躍するの？

行政書士は、結婚の法律家、私たちの生活のさまざまな場面で活躍します。行政書士の仕事について、日本行政書士会連合会に教えてもらいました。

A 私たちの暮らしのさまざまな場面で、法律の専門家として活躍するよ。

行政書士が扱う書類は、1万種類以上もあるや！

国や地方の役所に提出するための書類を作る人

行政書士は、その文書のとおり、「行政に提出するための書類を作る人」という意味、法律などの専門知識を生かして、私たちの暮らしのさまざまな場面で手帳をしてくれます。どんな場面で行政書士が活躍するか、見てみましょう。

社会人としての活動

契約書の作成

手に入れた車を登録する

自動車の登録など

著作権の登録など

人づからず

裁判外争議解決手続(ADR)

行政書士は、頼れる街の法律家です

お店を開く

定款などの作成

相続の手続き

家族の介護

税金の計算

お店を開く夢をかなえて！

行政書士は、頼れる街の法律家です

おしごと年鑑

おしごと年鑑とは

行政書士の業務について子どもにもわかりやすく説明されています。

行政書士は、2020年に20周年を迎えた会員数常任委員会です。行政書士は、行政書士会に属する専門家で、証明書類を発行する権限を持った公認職業です。行政書士は、行政書士会に登録され、行政書士としての活動を行なうことができます。行政書士は、あなたの生活のさまざまな場面に生きています。

これは、行政書士の「バッジ」といった花形があるコスモスの花の中心に「信」の字が記載されています。



おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発刊されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2024年度実績— 協賛：118社 寄贈：72,500部

朝日学生新聞社が運営するWebサイト「おしごとはくぶつかん」(<https://oshihaku.jp/>)でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。





登録はお済みですか？

会員専用サイト「連con」の御案内



「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

★アカウント登録の方法

①日行連ホームページ トップページ画面

こちらをクリック

②「連con」ログイン画面

<https://www.gyosei.or.jp/user/login>

こちらをクリック

※連conにログインするには「利用登録」が必要です。

ログインがお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID*

半角英数字記号で入力してください

パスワード*

半角英数字記号で入力してください

ログイン

ログインIDまたはパスワードを忘れた方

新規登録はこちらのクリックでもOK！

連conサイト利用登録

ログインできないときのヒント

- ログインID・(password)の入力は正しくなっています。
- カタカナや「CapsLock」キーの状態。
- ドットやカンマなどの記号もご確認ください。

ログインがお済みでない方

まだ利用登録をされていない方は下記より手続きください。

※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。
(メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単位会・生年月日（西暦）※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課 (kouhou@gyosei.or.jp) までお問い合わせください。)

③「連con」利用登録画面

基本情報のご入力

はじめに基本情報をご登録ください。

※新規会員登録は連conへの利用登録が可能となるまで、数日かかることがあります。

※迷惑メール対策の既存状況によっては、日行連からの自動返信のメールが届かない場合があります。あらかじめ【noreply@gyosei.or.jp】（迷惑対策のため返信できません）からのメールを受信できるよう、受信リストに設定ください。

登録番号*

半角英数字記号で入力してください

氏名*

姓と名の間にスペース（半角または全角）を入力してください

生年月日*

年 月 日

生年月日を選択してください

メールアドレス*

メールアドレスを入力してください

『月刊日本行政』発行のお知らせメールを受け取ります。
不要な場合には、チェックを外してください。

受け取る

ログイン画面へ戻る 確認

- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録完了メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③ログインID・パスワードを設定すると本登録が完了（登録が完了すると、「本登録完了メール」が届きます。メールに記載されている「マイページ」のURLをクリックすると、御自身のプロフィール設定画面が表示されます）

④「連con」マイページ

プロフィール設定後、こちらのロゴをクリックすると「連con」トップページが表示されます

日行連ホームページ 検索窓 ログイン

行政・太郎 のプロフィール

メール配信・会員検索表示項目の設定等はこちらをクリック

／変更する

マイページ お気に入り一覧

会員の動き

登録者数 (令和7年11月末日現在)

合計		54,193名	
内訳	男 44,899名	女 9,294名	
個人事務所開業	男 41,918名	女 8,242名	
行政書士法人社員	男 2,193名	女 462名	
個人使用人行政書士	男 424名	女 302名	
法人使用人行政書士	男 364名	女 288名	

法人会員 (令和7年11月末日現在)

法人会員数	1,655
法人事務所数	1,919
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,390
従たる事務所数	529

御協力のお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理手続の結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (益子)

あけましておめでとうございます。令和8年、干支は丙午(ひのえうま)。烈しい火の性を帯び、「活発」「刷新」「次なる飛躍」の象徴ともされる年を迎きました。デジタル技術がもはや特別なものではなく、日常生活や社会の背景に溶け込んでいる「ポスト・デジタル時代」へと社会全体が歩みを進めるなかで、私たち行政書士としての役割にも新たな期待と責任が生じています。

本年1月1日には、改正行政書士法が施行され、私たちが担う使命・職責が法律上更に明確化されるとともに、特定行政書士の業務範囲の拡大など制度的な変化を迎えました。

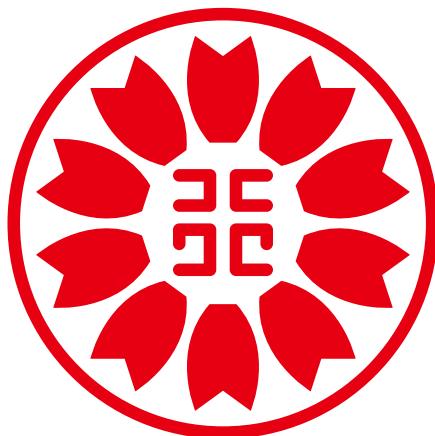
今こそ、専門家集団としての誇りを胸に、地域や市民の声にしっかりと寄り添い、「変化を機会へと変える力」を發揮すべく、丙午の火のように熱意と明るさをもって前進してまいりましょう。本年も『月刊日本行政』をどうぞよろしくお願い申し上げます。

月刊 日本行政 1月号

第638号 令和7年12月25日発行

発行人 宮本 重則
発行所 日本行政書士会連合会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目
1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL 03-6435-7330
FAX 03-6435-7331
製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史
次長 奥野慎太郎
部員 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 野崎 晃



月刊 日本行政 1月号

令和7年12月25日発行（毎月1回）

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階